

第3章 計画の推進

第1節 計画の推進体制と進行管理

1 計画の推進体制と進行管理

本市では、高齢者施策の推進を図る「合志市介護保険事業計画等策定委員会」を設置しています。また、その下部組織として、「合志市地域密着型サービス運営委員会」、「合志市地域包括支援センター運営協議会」を設置しています。

「合志市地域密着型サービス運営委員会」では、医療等関係者、地域代表者などが委員として参加し、本市の地域密着型サービスの提供体制の確保などについて審議することで、介護保険制度の安定的な運営を図っています。

「合志市地域包括支援センター運営協議会」では、高齢者に関する介護・福祉施設・関係機関・関係団体などの代表者などが委員として参加し、高齢者福祉事業の進行管理を中心に審議し、施策の推進を図っています。

今後もこれらの委員会などにおいて、本計画の円滑な推進並びに進行管理を図ります。



